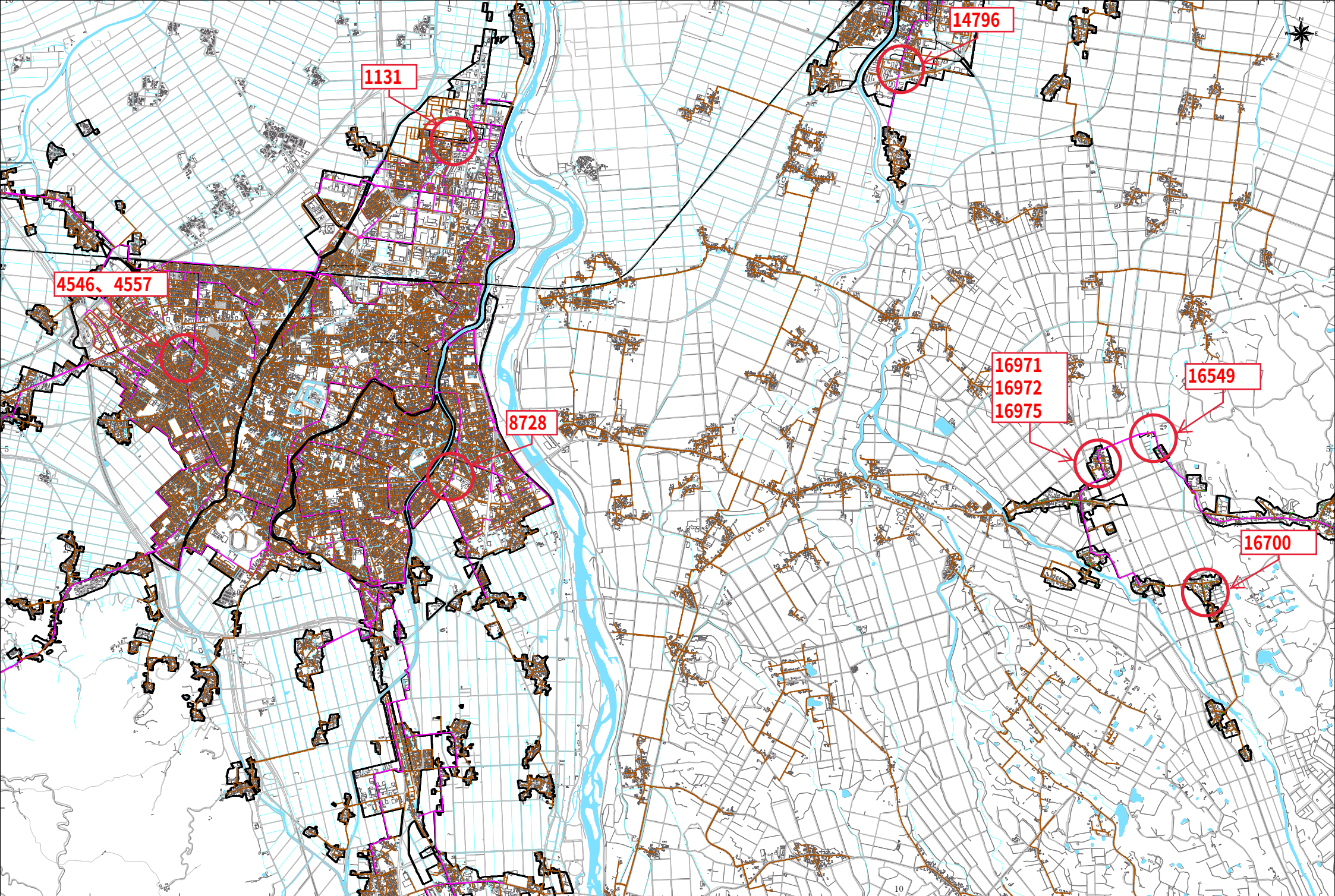


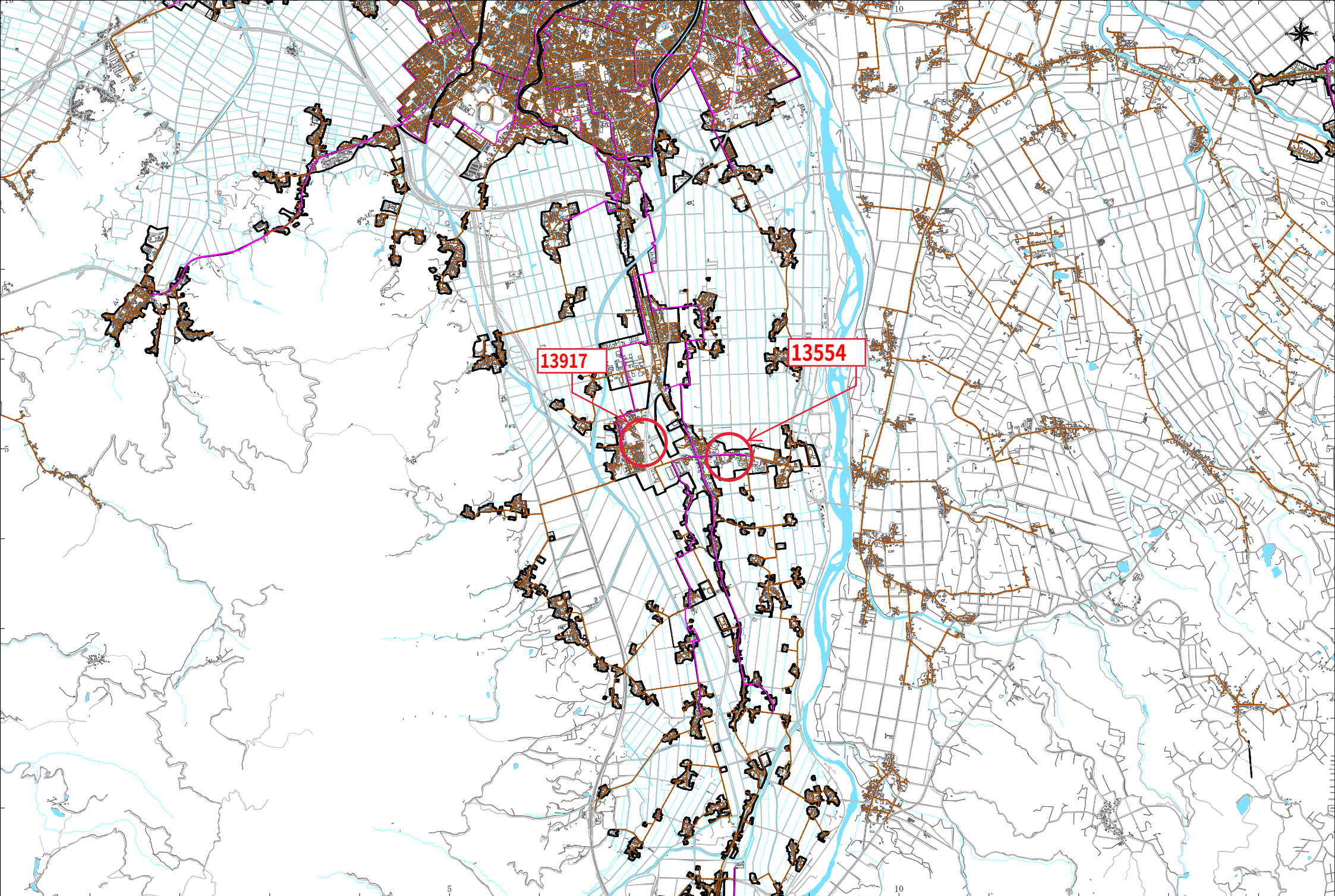
鶴岡市公共下水道事業 汚水1C084号ほか人孔改良工事



S=1/50000

2Km

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号：Z19JB第033号



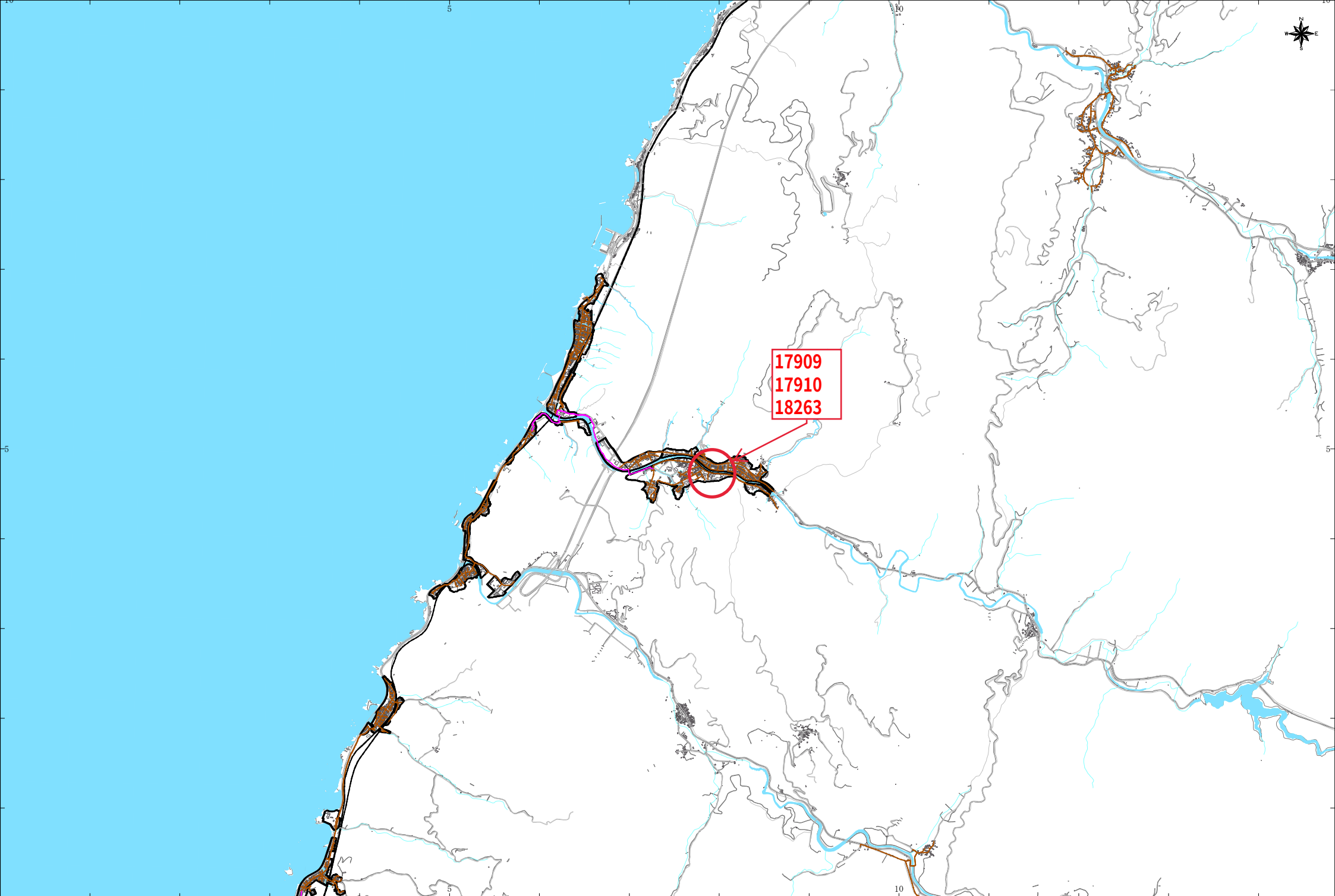
13917

13554

S=1/50000

2Km

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号



S=1/50000

2km

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日

設 計 概 要	変 更 概 要
1. 管口補修工 管口部補修（φ 150～300） N＝14箇所 2. 人孔止水工 人孔目地部等止水 N＝6箇所	

番 号		施 工 年 度	令和8年度
名 称	鶴岡市公共下水道事業 汚水1C084号ほか人孔改良工事		
場 所	鶴岡市 みどり町地内 ほか		
施 工 主	鶴岡市下水道部下水道課	概要	
設 計 区 分	令和8年9月単価（庄内地区）		
路 線 名			
期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
日 数	日		
部 課 名	鶴岡市下水道部下水道課		
積 算 担 当			
合 計 額			
価 格			
消費税相当額			

内 訳 書								
工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
費	下水道工事（2）							
	管口補修工（EPI φ 150参考）			式	1			（A- 1号内訳書）
		補修材		式	1			B- 1号明細書
		補修工		式	1			B- 2号明細書
		前処理工		式	1			B- 3号明細書
	管口補修工（EPI φ 200参考）			式	1			（A- 2号内訳書）
		補修材		式	1			B- 4号明細書
		補修工		式	1			B- 5号明細書
		前処理工		式	1			B- 6号明細書
	管口補修工（EPI φ 300参考）			式	1			（A- 3号内訳書）
		補修材		式	1			B- 7号明細書
		補修工		式	1			B- 8号明細書
		前処理工		式	1			B- 9号明細書

内 訳 書								
工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	人孔止水工			式	1			(A- 4号内訳書)
		止水工 (Vカット)	1号人孔目地 内径900	式	1			B- 10号明細書
		止水工 (Vカット)	No. 13917人孔	式	1			B- 11号明細書
	安全費			式	1			(A- 5号内訳書)
		安全費		式	1			B- 12号明細書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
	共通仮設費			式	1			
	純工事費							
	現場管理費			式	1			
工事原価								
	一般管理費		(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする
工事価格								

[illegible]

B- 1号		補修材					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
補修材				箇所		1						C- 1号単価表	
計													

B- 2号				補修工			1式当たり	明細書
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
補修工				箇所	1			C- 2号単価表
計								

B- 3号		前処理工					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
素地調整工				箇所		1						C- 3号単価表	
Vカット				箇所		1						C- 4号単価表	
計													

B- 4号		補修材					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
補修材				箇所		11						C- 5号単価表	
計													

B- 5号		補修工					1式当たり	明細書
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
補修工				箇所	11			C- 6号単価表
計								
							</	

[illegible]

B- 7号		補修材					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
補修材				箇所		2						C- 8号単価表	
計													

B- 8号		補修工					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
補修工				箇所		2						C- 9号単価表	
計													

[illegible]

B- 10号				止水工（Vカット）				1式当たり				明細書			
1号人孔目地 内径900															
名 称		規 格		単 位	数 量		単 価		金 額		摘 要				
止水工（Vカット）				箇所	5						C- 11号単価表				
計															

B- 11号		止水工（Vカット） No. 13917人孔					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
止水工（Vカット）				箇所		1						C- 12号単価表	
計													

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

数量内訳表

単位：箇所

No	処理区	地区	マンホールRECID	マンホール	場所	状況	場所	管径	管口		止水工 Vカット	E P I	止水工 Vカット
									止水工V カット	E P I			
1	櫛引	上山添	No. 13554	1号	管口	侵入水 B	12時			φ 200	1	1	
2	櫛引	丸岡	No. 13917	1号	側壁	破損 B							1
					側壁	木根 B							
3	鶴岡（公共）	茅原町	No. 1131	1号	目地	侵入水 B							1
4	庄内(流域公共)	藤浪	No. 14796	1号	直壁	侵入水 B							1
5	鶴岡	みどり町	No. 4546	1号	管口	侵入水 B	4時	7時	12時	φ 200	3	3	
6	鶴岡	みどり町	No. 4557	1号	管口	侵入水 B	6時	12時		φ 200	2	2	
7	鶴岡	東原町	No. 8728	1号	管口	侵入水 B	6時	12時		φ 300	2	2	
8	羽黒（特環）	羽黒町坂ノ下	No. 16549	1号	直壁	侵入水 B							1
						クラック C							
9	羽黒	羽黒町玉川	No. 16700	1号	管口	侵入水 B	6時			φ 150	1	1	
10	羽黒	羽黒町戸野	No. 16971	1号	目地	侵入水 A							1
11	羽黒	羽黒町戸野	No. 16972	1号	目地	侵入水 A							1
12	羽黒	羽黒町戸野	No. 16975	1号	管口	破損 B	6時			φ 200	1	1	
13	温海	湯温海	No. 17909	1号	管口	侵入水 A	12時			φ 200	1	1	
14	温海	湯温海	No. 17910	1号	管口	侵入水 A	6時	12時		φ 200	2	2	
15	温海	湯温海	No. 18263	1号	管口	侵入水 B	12時			φ 200	1	1	

集計	φ 150	1
	φ 200	11
	φ 300	2
	人孔	6

令和 8 年度

鶴岡市公共下水道事業

汚水 1C084 号ほか人孔改良工事

下水道工事特記仕様書

鶴岡市下水道部下水道課

1. 入札に係る条件

管口の補修にあたっては、一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が定める「部分補修工法」の協会員であること。また、土木一式工事の建設業許可を受けていること。

2. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事共通特記仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和8年4月」及び「公益社団法人日本下水道協会発行「下水道土木工事必携（案）、下水道土木工事共通仕様書（案）、下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案）2021年度版」に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和8年10月以降に一部改訂された内容は以下のホームページに掲載されているので、最新の改訂内容についても適用するものとする。

※共通仕様書の一部改訂内容のホームページへは

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

→ 組織別ページ

→ 県土整備部

→ 建設企画課

→ 共通仕様書（土木工事）

3. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1-1. 工事種別

工事種別は一般土木工事（下水道工事）とする。

1－2. 特例監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、特記仕様書等に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。
 - (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者(法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者)のうち 1 級の技術検定の第一次検定に合格した者(1 級施工管理技士補)又は 1 級施工管理技士等の国家資格者 1 級施工管理技士補又は 1 級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に 2 件までとする。ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
 - (5) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡視及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (7) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - (8) 兼務する工事が以下の①～④のいずれかに該当しないこと。
 - ① 兼務する 2 件の工事の予定価格(税込み)の合計が 3 億円を超える工事
※ただし、金額は予定価格であり、最終請負代金額はこの限りではない。
 - ② 発注者が鶴岡市以外の工事
※なお、鶴岡市発注工事には鶴岡市下水道事業及び鶴岡市病院事業により発注する工事を含む
 - ③ 総合評価落札方式により発注する工事
 - ④ その他、入札公告等で指定する工事
2. 本工事の監理技術者が特定監理技術者として兼務することとなる場合、前項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

1－3．技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

1－4．配置技術者

主任技術者、現場代理人、洗浄作業員、テレビカメラ調査作業員については、次の表に示す資格を有すること。

		①			②	③					④	備 考
		技術士（上下水道部門 下水道）	土木施工管理技士	産業洗浄技能士	下水道管理技術認定試験（管路施設）	下水道管路管理総合技士（総合技士）	下水道管路管理主任技士（主任技士）	下水道管路管理専門技士（専門技士 調査）	下水道管路管理専門技士（専門技士 修繕・改築）	下水道管路更生管理技士		①国家資格 ②地方共同法人日本下水道事業団 ③公益社団法人日本下水道管路管理業協会 ④一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会
主任技術者	1.現場管理に必要とする資格		●									主任技術者として、左記1、2それぞれの資格を有すること。
	2.更生工法の施工に必要とする資格									●		
現場代理人												鶴岡市建設工事請負契約約款第11条による。
洗浄作業員			●	●	●	●				●		洗浄作業員に必要とする資格は、左記「●」のいずれかの資格を有すること。 なお、洗浄作業従事者の内、いずれかが有していれば良いものとする。

上記のうち、洗浄作業員については下請可とする。

1－5．工事の下請け

受注者は、下請け契約の請負金額によらず工事の一部を下請けに付する場合は、下請計画（変更）報告書、下請け業者一覧表及び当該工事に係る下請け契約書の写しを提出しなければならない。また、施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画（変更）報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1－6．設計変更手続き

設計変更については、入札説明書、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1－7．設計照査に関する事項

設計の照査並びに他の要因により、管渠法線の見直しや工法の再検討が必要になる場合は、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的な検討を行ったうえで、監督職員と協議を行うこと。

1－8．ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、協議への回答を、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。
2. 実施にあたっては、「鶴岡市建設工事等ワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
3. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
4. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

1－9．ウィークリースタンス

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1.打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。

2.作業依頼の配慮

- 1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
- 3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3.ワンデーレスポンスの再徹底

- 1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4.留意事項

- 1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- 2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1-10. 情報共有システム利用の対象工事

本工事は、情報共有システムを利用する対象工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線を確保出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。

使用する工事情報共有システムは、LGWAN 環境で利用できるものを選定し、監督員の承諾を得たうえで決定すること。

情報共有システムの利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。

情報共有システムの利用については、「鶴岡市情報共有システム利用要領」に基づき実施すること。

これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。

情報共有システムの運用にあたっては、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」を準用し実施するものとする。ガイドラインは山形県のホームページから入手できる山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

→ 県政情報 → 山形県の紹介 → 組織案内 → 県土整備部 → 建設企画課 → C A L S / E C → 山形県の情報共有

1-11. 施工方法

1. 交通規制

本工事の施工は片側交互通行を基本とする。

2. 工事説明（住民への周知）

工事着手前に施工箇所、概要、スケジュール等を記し、地図を添付した「工事のお知らせ」を作成し、監督職員の承諾後に地元町内会長及び沿線住民等に配布すること。

また、車両通行止めにて施工を行う場合は、事前に予告看板等を設置し周知を図ると共に、関係機関（幼稚園、保育園、デイサービス等）に通知すること。

1－12. 前金払い・中間前金払い

契約約款36条第3項に基づき中間前金払いを請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払い認定請求書（様式第10号の2）に監督職員の確認を受けた直近の履行報告書（様式第10号の3）の写しのほか必要な書類等を添えて提出するものとする。

1－13. 工事名表示板に関する事項（安全確保関係）

1. 工事名表示板に記載する工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

工事の種類	（例）下水道工事中
工事内容の説明	（例）マンホールの改良工事を行っています

2. 本工事は道路上における工事であることから、工事名看板記載の「工事期間」は契約上の期間とし、これとは別に、適宜交通上支障を与える期間をしめした表示により周知を図るものとする。

1－14. 石綿障害予防規則第9条に関する事項（安全確保関係）

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ装置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議のうえ、設計変更で見込むものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

1－15. 施工方法、時間の制限に関する事項（環境対策関係）

本工事の施工に使用する建設機械は、排出対策型によるものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1－16. 事業損失に関する事項（環境対策関係）

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、設計図書に関して監督職

員と協議しなければならない。

1-17. 交通安全に関する事項（交通安全管理関係）

1. 交通誘導員の配置

交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とする。なお、交通管理者との協議により配置計画について条件が付せられた場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 歩行者用の仮設道路が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 車両乗入れ部等の工事の際に覆工等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 施工に伴い段差擦り付けが必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-18. 施工時期、時間、施工方法の制限事項（工程関係）

1. 本工事において、他の管理者より施工時間帯等の制約を受けた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 本工事の作業時間帯は下表のとおりとする。なお、受注者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、作業時間帯に関して速やかに監督職員と協議しなければならない。

工種又は種別・細別	時 間 帯		期 間
	作業開始	作業終了	
全工種	8 時 30 分	17 時 00 分	

3. 受注者は、中断期間内は現場内巡視点検を行い、安全の確保に努めなければならない。

1-19. 他工事との関連事項（工程関係）

本工事の施工に際して、隣接する工事がある場合は工程調整を図ること

1-20. 災害時の協力体制

1. 緊急巡視

- (1) 緊急巡視とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合、又はその恐れがある場合にその状況を把握し適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
- (2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を

防止するため、その場でとりうる適切な措置を講じるとともに、その状況について監督職員に報告するものとする。

- (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影により日時及びその状況を記録しておくものとする。
- (4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。
4. 工事現場のほか、下水道施設が被災した際は、復旧に向けて協力するものとする。

1-21. 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第1報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに建設工事労働災害事故報告書（共通仕様書（参考資料）参考様式5）をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に関する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わずすべて報告すること。
3. 建設工事労働災害事故報告の様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 建設工事技術関連情報
- 土木工事共通仕様書（最新版）について

1-22. 地域外労働者確保に要する間接費

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（山形県県土整備部）による積算金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更する。

営繕費：労働者送迎日、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用。

2. 本工事の予定価格の算出基礎とした設計額（土木工事標準積算基準書に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
 - （１） 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：9.45%
 - （２） 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.22%
3. 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費にかかる費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式１）」及び実績変更対象間接費について実際に支払ったすべての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適正性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、すべての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
7. 受注者は、実績対象間接費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1-23. 不可抗力による損害に関する事項

本工事における天災等は、共通仕様書第1編第1章総則1-1-45（不可抗力による損害）第2項の各号に掲げる基準を超えるものとする。

1-24. その他

1. 工期は書類作成や境界立会い、調査、変更手続き、手直し等を含み検査の準備に要する日数を含むものであり、契約工期の2週間前に現場を完了するように工程管理すること。
2. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。なお、協議を行わずに変更したものについては変更の対象とはしない。
3. 工程管理については、路線及び1日単位で進捗状況が分かるようにネットワークを作成し、フォローアップは実施計画より1週間以上遅れてしまった場合に計画するものとする。ただし、毎週金曜日より前後1週間分（前は実績、後は計画）の週間工程

表を提出する場合には、バーチャートで工程管理してもよい。

4. 当該工事期間中に建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、速やかに追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。

第2編 材料編

第1章 一般事項

1-1. 指定材料の確認

受注者は、下記の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

区 分	確認材料名	摘 要
(その他)	(発注者が指示するもの)	

1-2. 工事材料の確認

市が一括承認済みの骨材、二次製品等については、承認資料等の提出を省略できる。なお、使用材料は、納入された時に必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は返却等の処置を施すこと。確認時に不良品を発見した場合、手直し指示する場合がある。(例えば、二次製品、路盤材料の入替え。)

第2章 土木工事材料

2-1. 山形県リサイクル認定製品

土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-1 2 リサイクル認定製品に規定する「山形県リサイクル認定製品」は、山形県の環境エネルギー部循環型社会推進課のホームページにより確認することができる。

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織別ページ
- 環境エネルギー部
- 循環型社会推進課
- 廃棄物・リサイクル総合情報サイト

2-2. 下水道用リサイクル製品

下水道用リサイクル製品は、硬質塩化ビニル製柵・継手があり、積極的な使用に努めることとする。なお、製品の詳細については、監督職員からの聞き取りのほか、下記記載の塩化ビニル管・継手協会のホームページにより確認することができる。

(<http://ppfa.gr.jp>)

2-3. 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

資材名	規 格	調達地域等

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

1-1. 段階確認

共通仕様書第3編土木工事編1-1-2監督職員による確認及び立会い等により指定された工種及び山形県建設工事監督技術基準の別表1に、次の工種を追加するものとする。

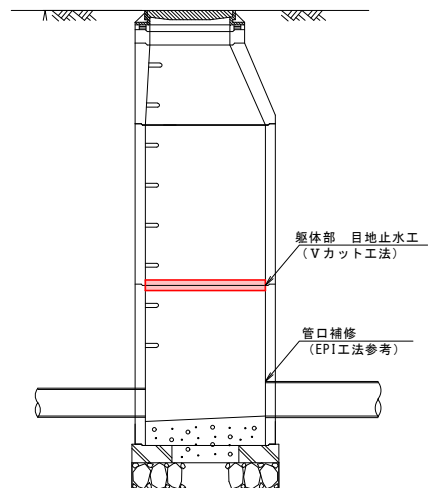
種 別	細 別	確認時期	確認項目
管口補修工	管口補修	管口洗浄後	管口状況
人孔止水工	人孔止水	人孔洗浄後	人孔内状況
その他	監督職員が指示するもの	(随 時)	

1-2. 工事中の安全確保

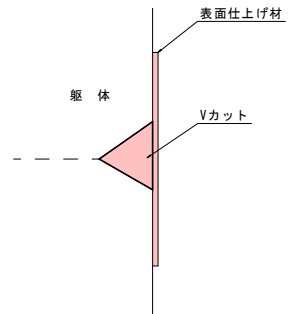
土木工事にあつては、共通仕様書第1編1-1-30(施工管理)の規定に加え、以下の規定によらなければならない。

請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。なお、詳細については監督職員と協議を行うこと。また、受注者は鶴岡警察署に申請する道路使用許可書の道路使用許可条件に従い施工すること。

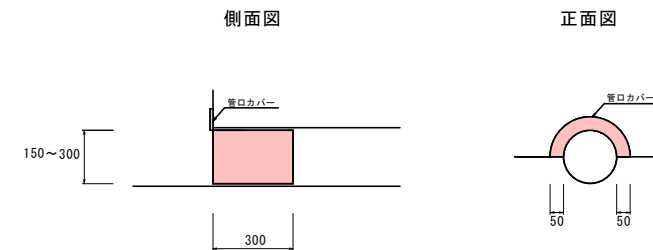
マンホール止水工断面図
S=1 : 20



マンホール目地止水工詳細図

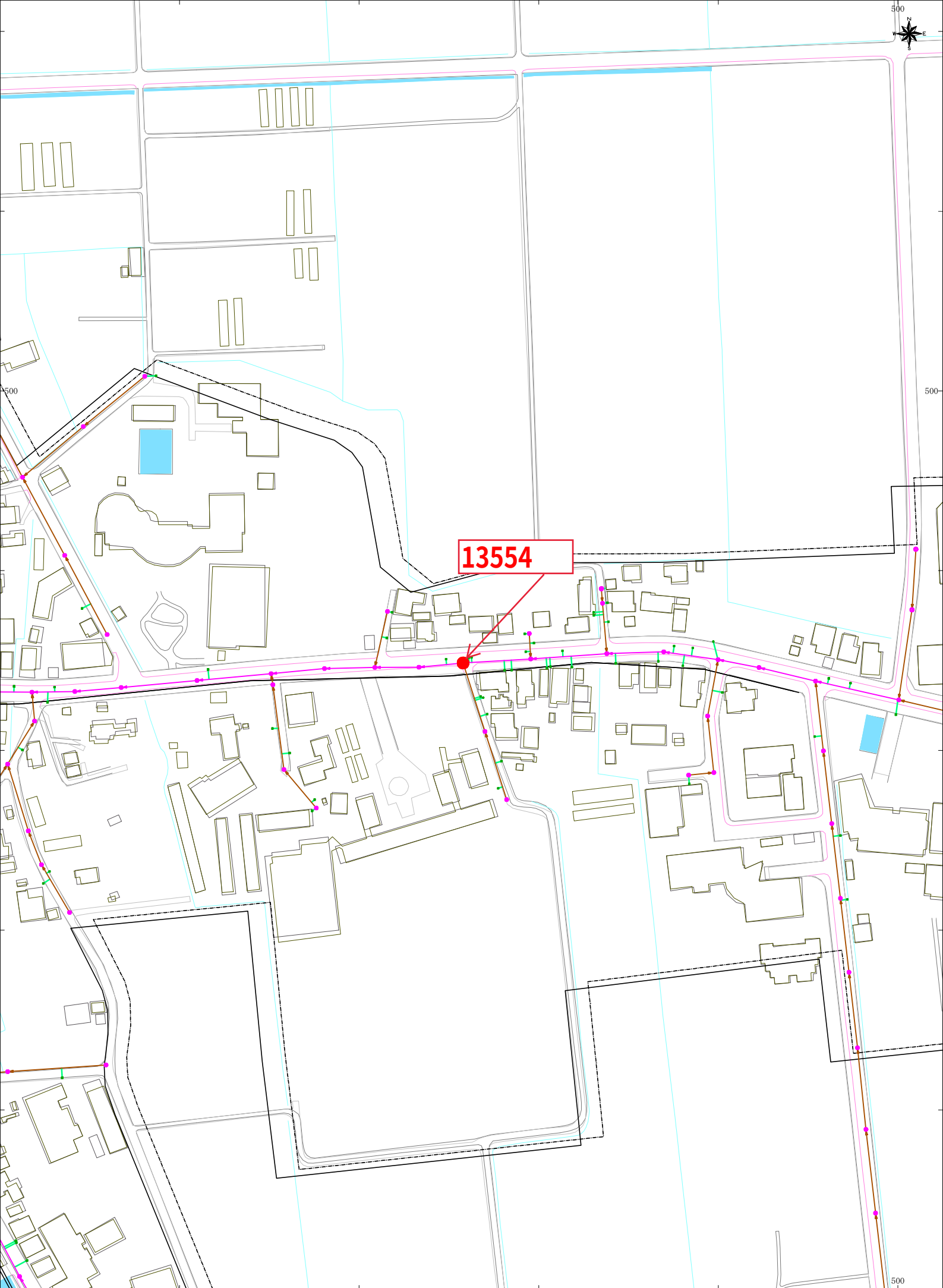


EPI補修断面 (参考)
S=1 : 10



実施

令和 8 年度		図 番	1 葉 1
事業 名	鶴岡市公共下水道事業		
工事 名	汚水10084号ほか人孔改良工事		
位 置	鶴岡市みどり町地内ほか		
補修工断面図			
縮 尺		鶴 岡 市	
1 : 図示			

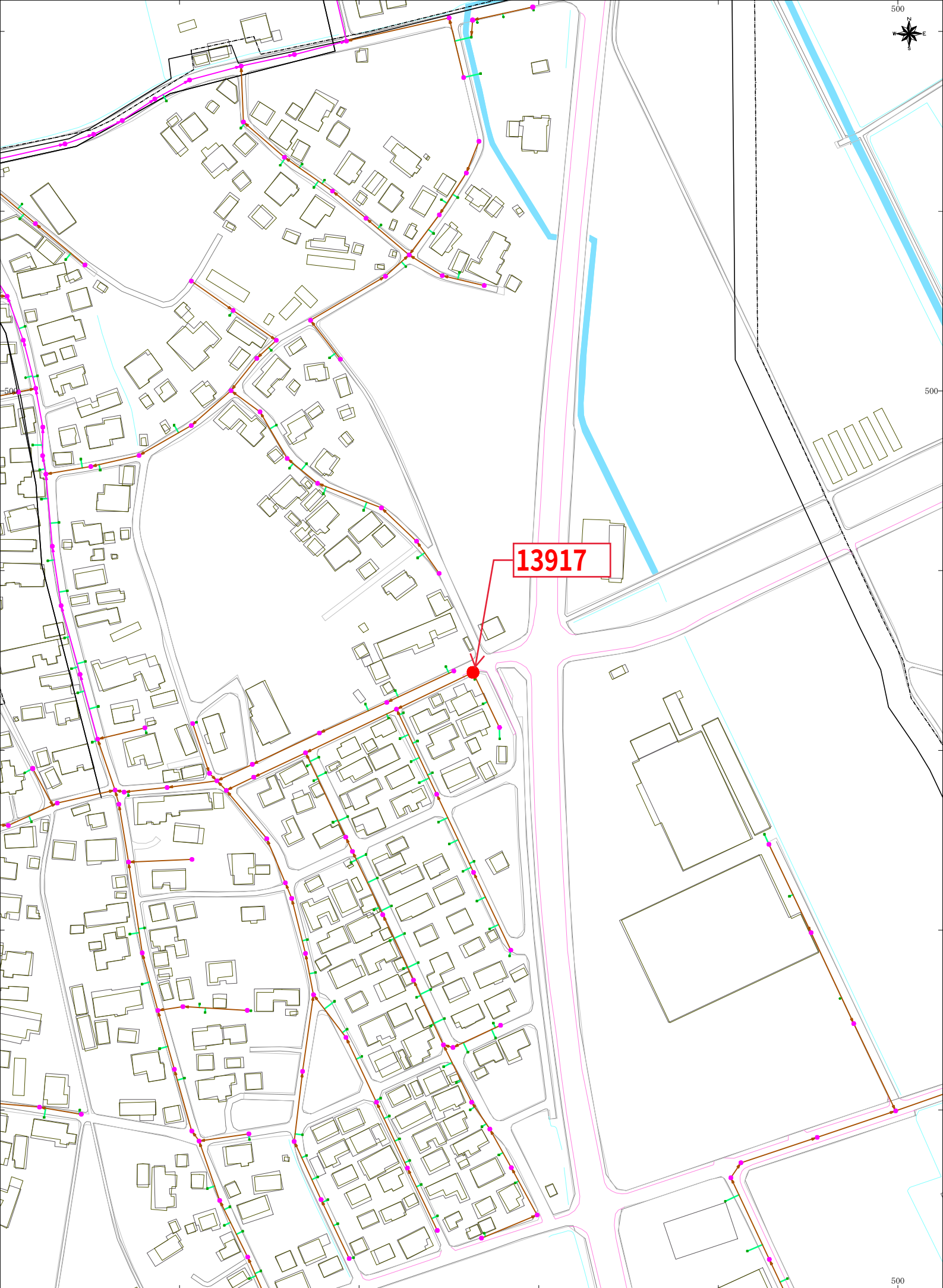


S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

0 100m

鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日

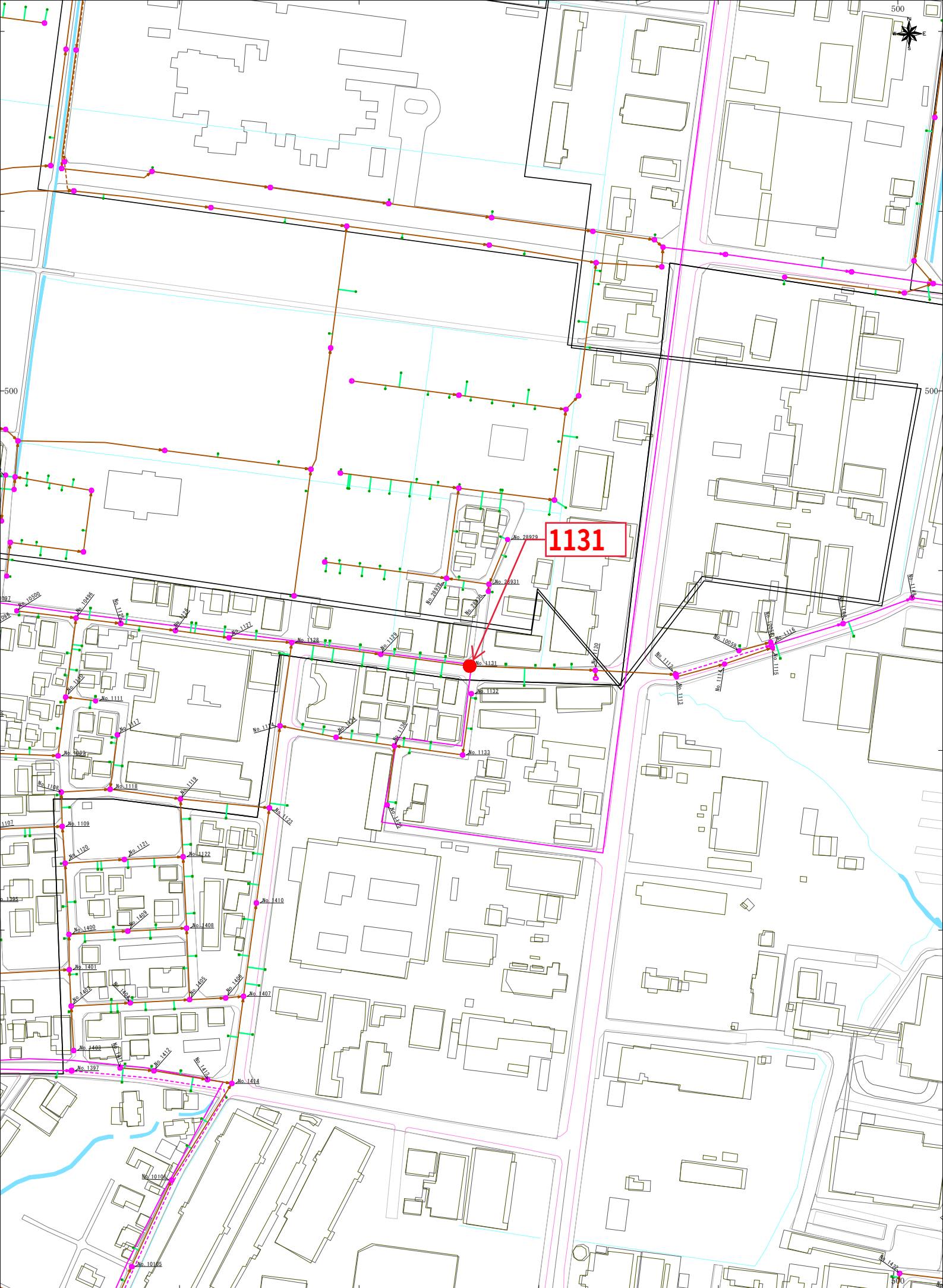


13917

S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日

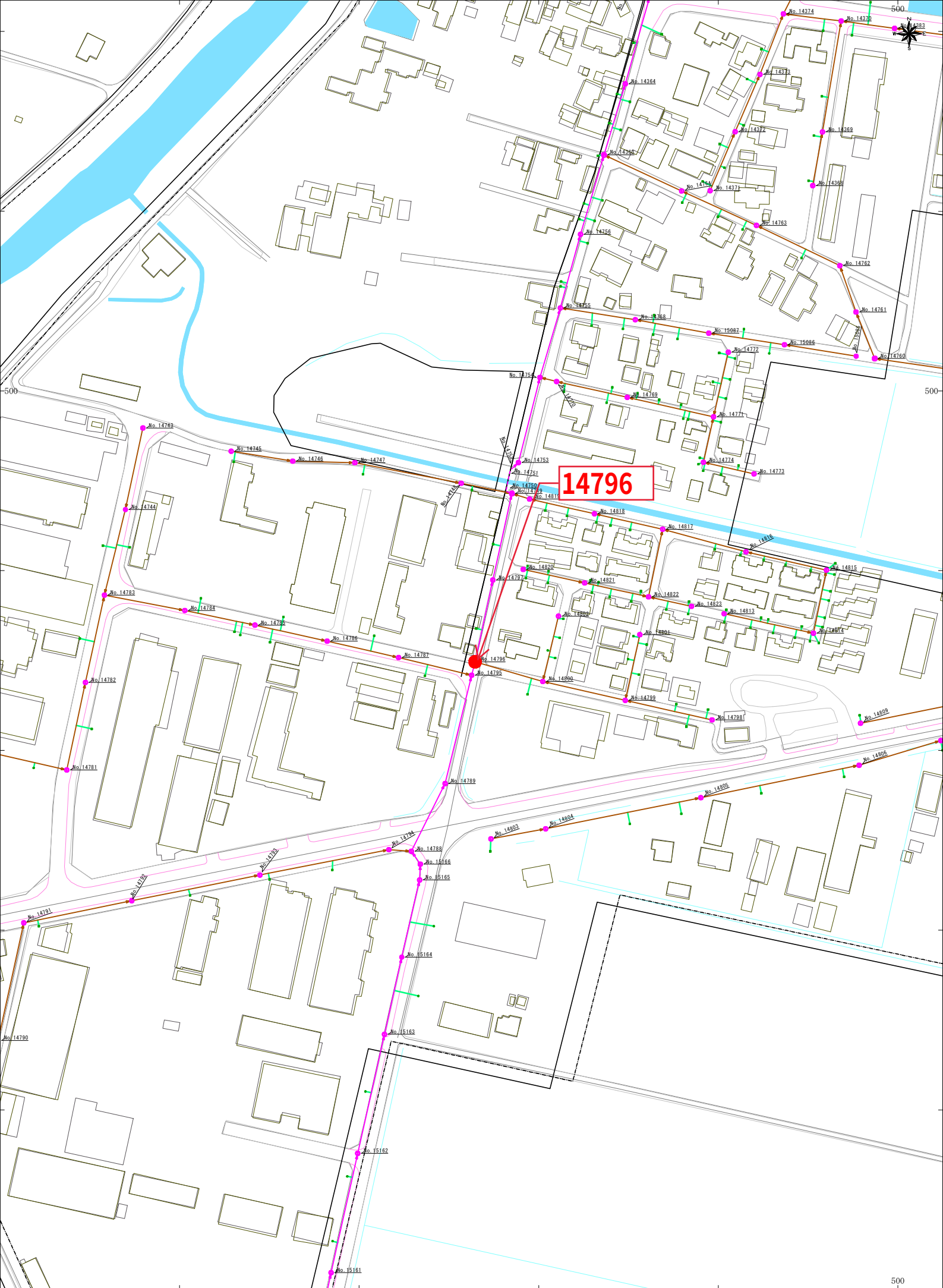


1131

S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日

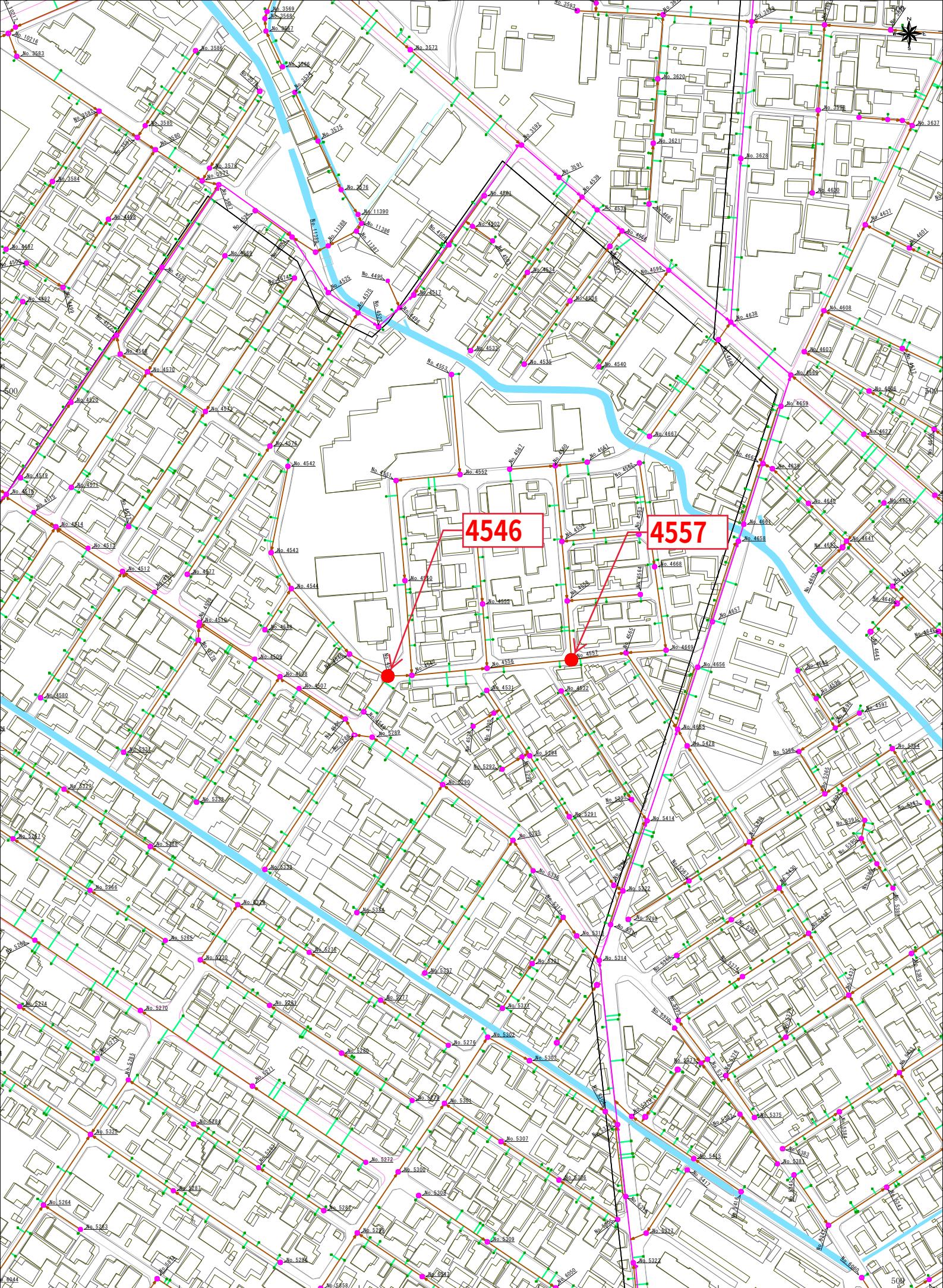


14796

S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

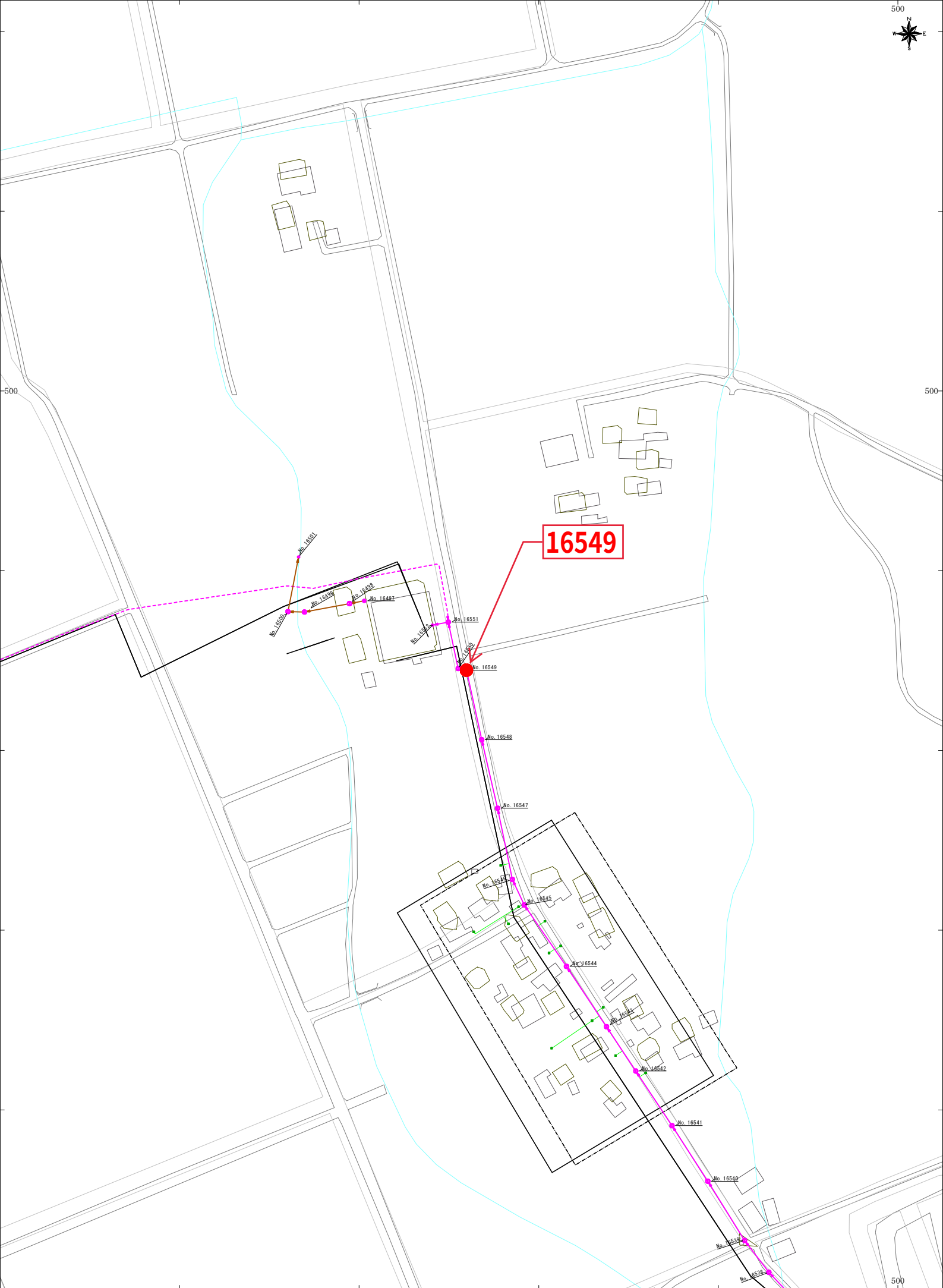
鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日



S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日

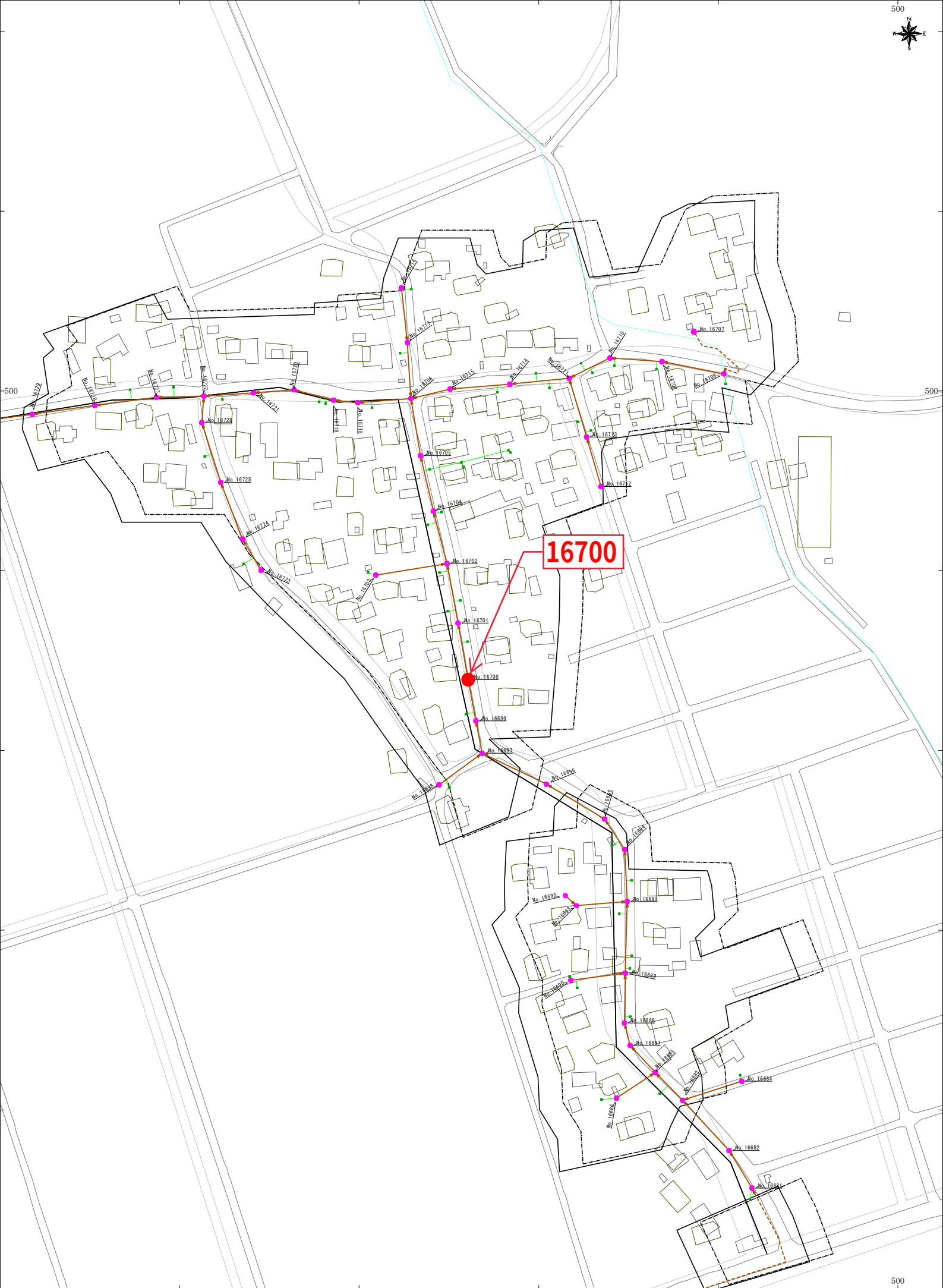


S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

0 100m

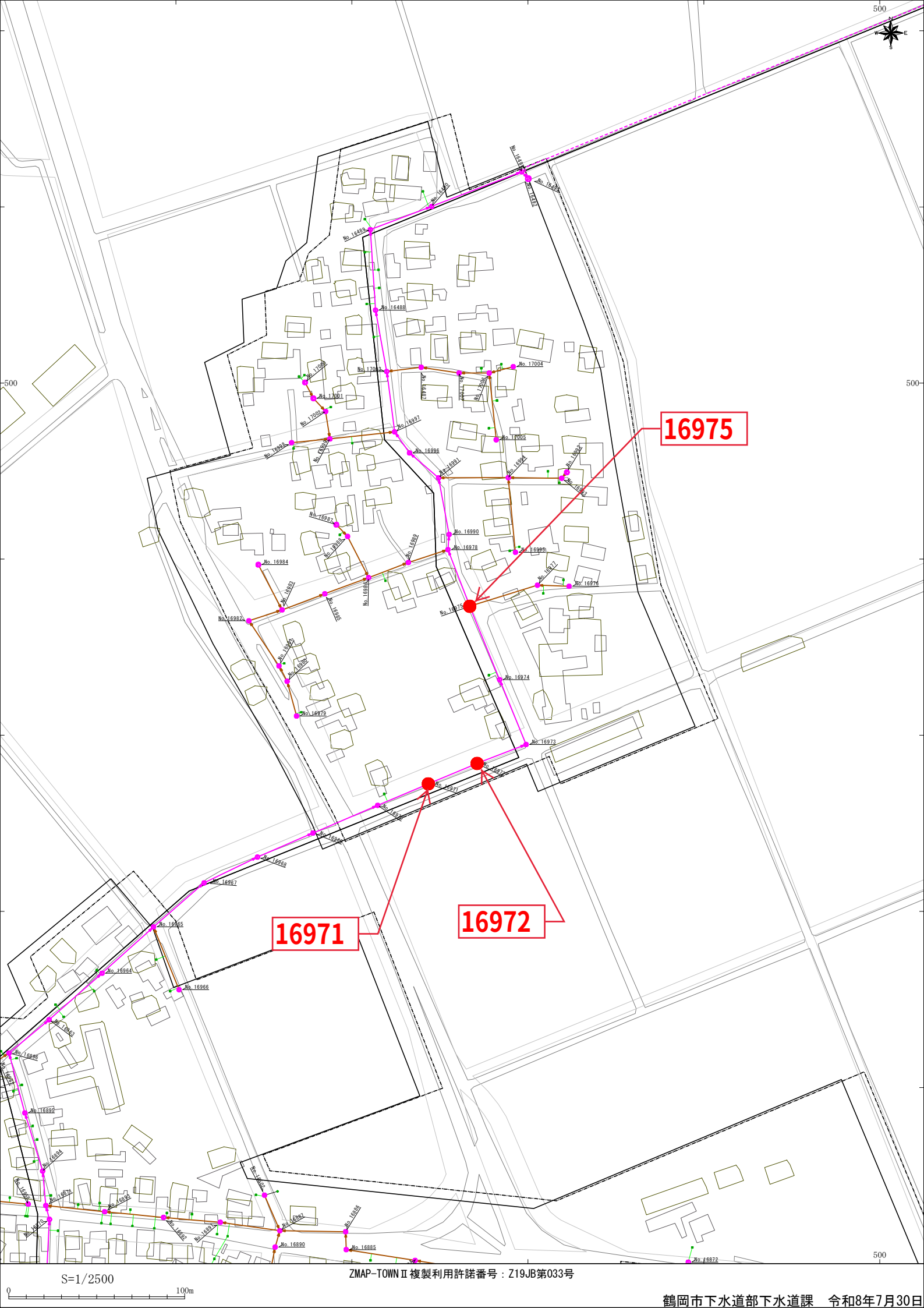
鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日



S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号

鶴岡市下水道部下水道課 令和8年7月30日



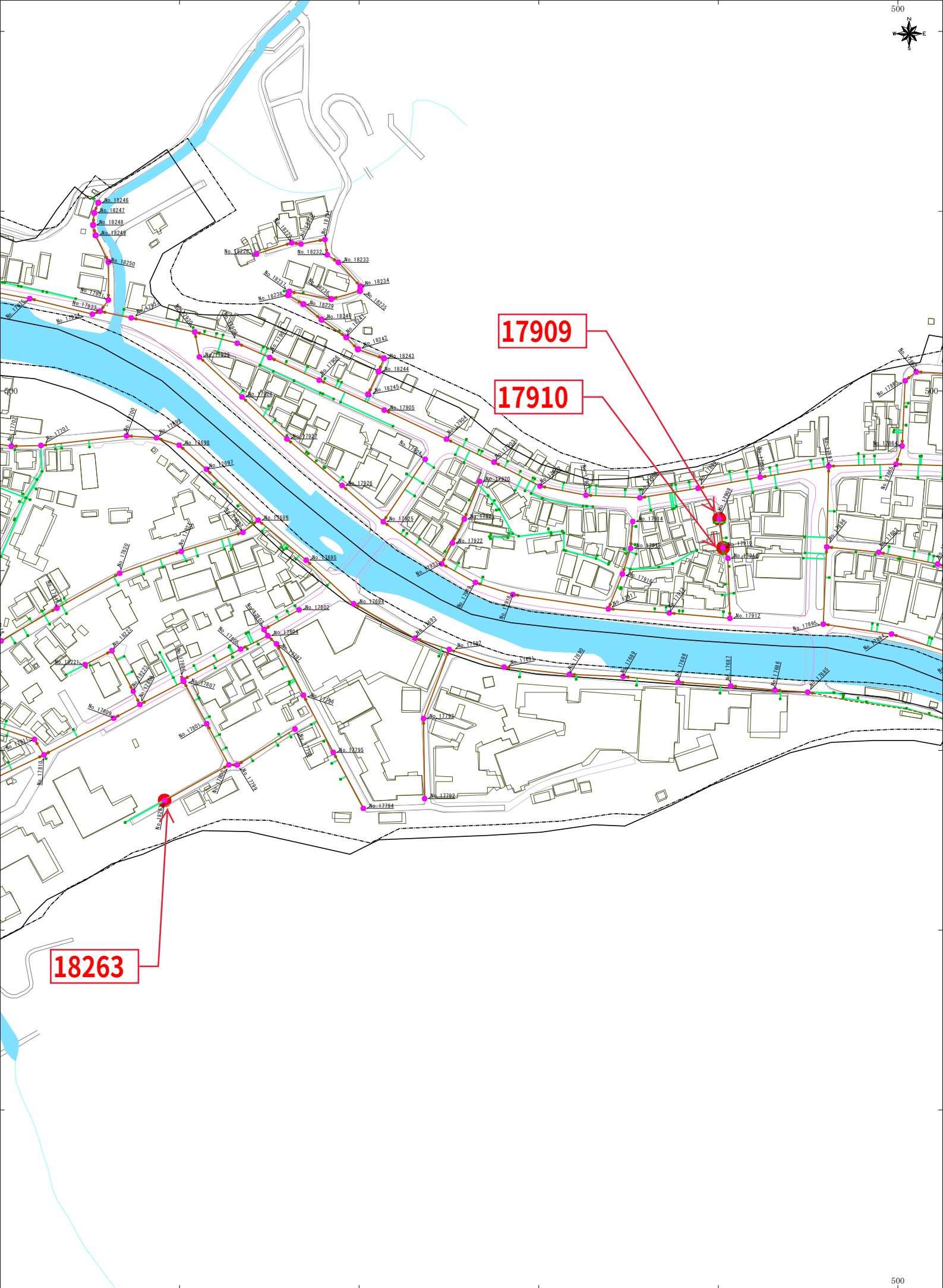
16975

16972

16971

S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号



18263

17909

17910

S=1/2500

ZMAP-TOWN II 複製利用許諾番号 : Z19JB第033号